

団費に関する規定

(規則第2号)

(入団金)

第1条 熊野吹奏楽団（以下、本楽団）は、入団希望者が入団手続きを執行したとき、入団金は徴集しない。

(通常団費)

第2条 楽員の団費は月額を次の通りとする。

1. 小学生以下 無料
2. 中学生 1,000円
3. 高校生 1,500円
4. 学 生 2,000円
5. 一 般 3,000円

(特別団費)

第3条 本楽団の事業において、必要と総務担当委員が判断し、楽長が認めた場合において、月々において徴集する通常団費とは別に、特別団費を徴集することができる。

二.特別団費は第2条の楽員区分の金額の4箇月分を上限とする。

三.一つの事業に対しての徴集は、分割徴集とすることができる。この場合は、1回の徴集に対して、通常団費の4月分を上限とすることができる。

(団費の減免)

第4条 本楽団は特別の事情ある楽員に対し、団費を減免または徴収を猶予することができる。

二.別に「団費減免に関する規定」を定める。

(団費の納入)

第5条 団費は直接総務担当委員に納入するものとする。

二.団費は、年一括または毎月12回の分割とし、総務担当委員より提示された納入期日までに納入しなければならない。

(団費納入の遅延)

第6条 団費の納入が遅延する場合は、所定の「団費徴集猶予願」を総務担当委員へ提出しなければならない。

二.この手続きを行った者に対して、本楽団は遅延金を課してはならない。

(団費納入の督促)

第7条 第6条の手続きを行わず、毎月提示された納入期日までに納入を行わなかった楽員に対し、総務担当委員は納入期日より7日後までに督促状を発行し、正常納入をさせなければならない。

(遅延金の徴集)

第8条 第7条に準じ督促状発行の該当者に対し、督促状に指定された期日までに納入を行わなかった楽員に対し、翌月分の団費に次のとおり学生200円、一般300円を加算し請求する。

二.加算月においても正常に納入しない場合は、懲戒退団処分を行う。

(遅延金徴集非対象者)

第9条 小・中・高校生は、遅延金徴集の措置は執らない。

(規定外事項)

第10条 この規定に定めない事項については、運営協議会にて判断する。

附則 1. この規定は、平成10年4月1日を以って施行する。

2. この規定の改廃は、運営協議会の議決を要す。

3. 平成16年4月1日 第2条を一部改正施行する。

4. 平成19年4月1日 第3条、第5条、第6条、第7条、第8条を一部改正施行する。